

平成 28 年 8 月 20 日

美浜 3 丁目 1－8、10－14 街区の皆さま

美浜 3 丁目旧 8 番地 再同意書を提出すべきか否か悩める市民

市街地液状化対策につき、9 月にも、再設計と個人負担についての説明会が開催され、2 週間程度で再同意書の提出、今回の再同意書提出は最終のもの、と聞いております（再々設計や再々合意は無い）。

格子状地中壁工法につき、多くの方は浦安市や世話人の「再同意の際、撤回しても良い。とりあえず提出して欲しい」との強い要請やご近所付き合いもあって自分だけが同意書を提出しないとご迷惑をかけると考えて提出されたでしょう。一方、様々な事由で提出されていない方もあります。

昨年 12 月「100%合意があった」として、格子状地中壁工法工事の事業化が決定した弁天 2 丁目 45 戸も、その後、一部の方から「同工法が抱えるリスクが説明されていなかった」などとして同意書撤回問題が起き、未だに着工に至っていません。美浜 3 丁目でも、市から格子状地中壁工法のメリットの説明こそあったものの、同工法のデメリットやリスク、課題等についての詳細な説明を受けた記憶がありません。なお、美浜旧 10 番地のほか、富岡、入船、今川でも格子状地中壁工法の検討終了地区（街区）があると聞いております。

事業化が決まったのは、現在のところ弁天 2 丁目 45 戸、舞浜 3 丁目 76 戸に留まり、いずれの街区も未だに着工に至っていません。

わたしたちは、最終同意書の提出に当たり、弁天 2 丁目の二の舞を避けるためにも、熟考のうえ、再同意書を提出するか否かを決断する必要があると考えおります。そこで、市長宛に別添の質問状を提出しております。

皆様方のご検討の一助にと勝手ながらポスティングさせていただきます。

* 同意書を提出しなかった方の思い（個別事情）

- ・ 首都直下地震クラスの地震が熊本地震のように続発した際には機能しないのではないか、また、国交省ガイダンスに「地下水位が高い街区ではめり込み沈下リスクの懸念あり」とあるなど格子状地中壁単独工法への不信感
- ・ 多額の個人負担に加え、建て替えの際の事実上の建築制限（地中壁から摩擦杭は離す必要あり）、植栽への悪影響など施工に伴うリスク
- ・ 震災後、建て替えて対策済。インフラの液状化対策は市の責務。実現可能な工法で市の責任で実施すべし（宅地での工事に反対）など

平成 28 年 8 月 20 日

浦安市長 松崎 秀樹 殿

格子状地中壁工法最終同意に当たってのご質問

美浜 3 丁目旧 8 番地 再同意書を提出すべきか否か悩める市民

格子状地中壁工法への再同意に当たり、弁天 2 丁目の二の舞を避けるべく、慎重に判断したく思います。再同意書を提出するか否かの最終決断の参考にしますので下記の疑問点についてご回答を頂きたくお願い申し上げます。

回答は、可能な限り根拠を示してご回答頂ければ幸いです。なお回答は広く市民が知ることが出来るように、「液状化対策事業 浦安市公式サイト」の「浦安市市街地液状化対策事業に関する Q A 集」に載せるとともに、予定している再設計・再見積りの説明会でご説明頂きたく宜しくお願い申し上げます。

Q 1. 一部の街区だけの工事では意味がない

インフラに強い街づくりへの思いは、みなさん同じでしょう。

インフラを守る、住宅地としての価値を高めるという本来の目的からすれば街全体で工事をすべきであり、街区の一部だけ施工しても眞のインフラ対策にほど遠く、多額の血税を投入する意味がないと考えます。

本来なら美浜 3 丁目全体で工事をするかしないかを選択すべきだと思います。

美浜 3 丁目（少なくとも旧 8 番地 191 戸）全体で実施することにより対策効果が確保され費用面のメリットが向上します。一部のみ実施の場合、隣接街区が悪影響を受けるとの説明を受けた記憶があります。説明会時の 191 宅地で事業を進めることにより、道路・インフラと宅地を一体で液状化対策するという説明はどこへ行ったのでしょうか？

Q 2. コミュニティ崩壊のリスクについて

格子状地中壁工法に同意書を提出していない住民に対して世話人と称する人々からの執拗な説得によりノイローゼ気味な人もおられます。個人情報が世話人に筒抜けで市は個人情報の保護を実施していないように思われます。

個人情報の保護に対する市の基本的対応方針についてご説明願います！

世話人等による度を越えた説得活動は個人の自由な判断を阻害し人権侵害の様相さえ呈し、コミュニティは崩壊寸前です。市は世話人のこうした行動を黙認することなく、今後、良好なコミュニティを守るためにも、世話人等に対する個人情報提供をやめ、世話人による同意書取り纏め等の活動を禁止して頂けますようお願い申し上げます！

(同意書の提出は、世話人経由でなく市に直接提出としてください。)

Q 3. 工事について不同意者の翻意が得られない場合

不同意者の敷地での工事を避け隣接するお宅の敷地に施工する等 1 宅地 1 格子の基本原則に合わない方法が検討されていると聞きました。

不同意者はお金を出さないで格子が作られることになります。これでは不公平な扱いで、再同意提出に当たって大勢の人がお金を出したくないとなれば、事業計画が成り立たなくなると思われますが如何でしょうか？

また「2 宅地 1 格子」では強度不足と液状化抑制効果が低減することが懸念されます。昨年まで浦安市対策検討委員長を委嘱された東畑先生が 3 年前 NHK の番組 [わが町をどう守る] に出演し 1 戸でも不実施があれば、そこから将棋倒しとなる・・・と全戸で実施の必要性を強調しておられました。強度不足による悪影響をおして実施する理由はいかなるもののでしょうか？

Q 4. むり込み沈下リスクについて

国交省ガイダンス (4-3 液状化対策の目標値 3-(2) P81 ~82) には「格子状工法を実施した場合、地下水位の高さは対策前と同程度であったり、地中壁上端まで上がってきたりするので、地下水位が高い地域にあっては“むり込み沈下に対する影響”についても十分に考慮する必要がある」との記載があります。美浜 3 丁目は地下水位が高いと聞いています。市が進める格子状“単独”工法の場合、むり込み沈下が生じないかの疑問 (懸念) があります。格子状単独工法で大丈夫なのでしょうか。

大丈夫とするなら、その根拠を示してください。また本件について市は国交省と議論をしていると思いますが、本件に関する国交省と市の統一見解、議論の経緯と結論についてお知らせ下さい！

Q 5. 工事による損害とその補償について

宅地での高圧噴射工法は世界初の工法であり、広い空間がある道路と異なり、狭い空間における作業という難工事となります。高圧噴射工法に伴う「高圧水切削に伴う地盤沈下リスク」や「セメント硬化剤の高圧噴射による地盤隆起リスク」は、一歩、間違えると家屋の被害 (傾く) に繋がります。説明会の際にはこれらリスク説明を受けていません。どのようなリスクや課題があるのか、施工中の不具合はもちろん、施工後、一定期間が経過後、不同沈下などが無いのか、それにどのような対策をするのか、詳しく教えてください。

工事で家屋に問題が生じた時の損害に対する市の補償条件が良く分かりません。明確かつ具体的にご説明願います。また地中壁が家屋の基礎下まで侵入し

て施工する場合、家屋に損害を与えないこと、設計図どおり施工されているかの出来形確認をどのように保証・担保しますか？実測できないので建物の外側のサンプル測定の結果をもって推定するのですか？

Q 6. 建築制限について

届け出が必要な行為について、前回は条例の 45 度斜線掘削制限は実際には大きな建築制限にはならないとの説明でした。しかしながら今年に入って建て替えをした人からの情報では、本条例、規則により市から大幅な建築制限の行政指導を受けたとのこと。条例を読んでも建築制限について具体的なイメージが得られません。例えば 50 坪の敷地に隣地との境界 3 方に、境界の内側に地中壁を入れたケース、および境界上の中心線に地中壁を入れたケースの 2 ケースについて具体的な建築制限の内容を教えてください。

Q 7. 土壌汚染問題等への対処について

新浦安音楽堂工事や順天堂病院増床工事など、市内各所の工事で、自然由来のヒ素問題（土壌汚染問題）が起きているようですが、中町・新町地区では自然由来のヒ素があると聞いています。環境基準を超えるヒ素が検出された場合、市はどのように処理されるのでしょうか。

本工事により、地価は震災前に当然戻る（資産価値が上がる）とする不動産業者がいますが、一方で、それほど単純な話ではない。一般的には液状化対策を実施すれば資産価値は上がると考えられるが、それが即、格子状地中壁工法とはならない。美浜で土地を希望される方は二世帯住宅を希望されており、格子状地中壁工法施工後は事実上の建築制限が加わり、逆に資産価値は下がる可能性がある」と反対の意見を述べる不動産業者もいます。

更に地震等で地中壁が壊れた場合は、以後は無用の長物（地下埋設物）になり、資産価値下落は容易に想定できます。

市は首都直下型地震のようなレベル 2 の地震動においても壊れることがないと説明していますが、もし地震により壊れた場合は市が責任をもって地中壁の修復または壊れた埋設物の除去をして頂けると考えて良いのでしょうか？

Q 8. 工事の騒音、振動等の住民の負担の程度について

弁天 2 丁目の工事の遅れの一因に、本当かどうか知りませんが、騒音、振動問題等があるとの話もあります。工事の騒音は特定建設作業の規制基準値以下との説明ですがこれは保証されるのでしょうか？保証できる騒音と振動のレベル（デシベル数と震度等）を、（それ以上の騒音や振動が出たら工事を取りやめるとの前提で）事前に提示して頂きたいです。